

避難所運営マニュアルの作成に向けて 〔説明資料〕

大地震や風水害など大規模な災害が発生した場合、多くの方が避難所へ避難することになりますが、発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要となってきます。

このため、地域において、避難所のあり方や運営体制について議論し、事前に地域全体での意識を共有しておくことが求められています。

本説明資料では、避難所運営マニュアル作成のための基本的な考え方やモデル案の構成、地域において事前に協議しておくべき事項等をまとめています。

目 次

第1章	避難所運営にあたって	1
1	基本原則その1 避難所に関する考え方	2
2	基本原則その2 地域における避難所等と役割	3
3	基本原則その3 避難所運営の形	4
4	基本原則その4 避難所運営に関する事前協議	7
5	基本原則その5 避難所運営マニュアルの活用	7
6	基本原則その6 避難所外避難者への対応	10
第2章	避難所運営マニュアルモデル案	12
1	避難所運営マニュアルモデル案について	13
2	避難所運営のための活動内容チェックシート	14
3	避難所運営要領	15
4	避難所運営資料・様式集	15
第3章	避難所運営の事前準備	16
1	事前協議	17
2	避難所運営マニュアルの作成	19
3	避難所運営体制の充実と強化	20

第 1 章 避難所運営にあたって

- ▶ この章では、避難所運営を行うにあたっての基本原則などを記載しています。
- ▶ 避難所運営への準備を始める際に、基本的な確認に使用していただくものです。

1 基本原則その1 ー避難所に関する考え方ー

◆ 避難所は、「大規模災害に際し、避難した市民等」を受け入れる施設です。

- ▶ 避難所は、「台風や地震等の大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するための施設」です。
- ▶ 避難所は以下のような観点で指定しています。

- 長期による避難を想定し、寝起きができる学校施設等を中心に選定しています。
- 飲料水、電源等の確保により、被災者の安全を確保するために必要な井戸や自家用発電設備等の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等の確保に努めます。
- バリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を行います。
- 要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や被災地内外を問わず宿泊施設として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討するものとします。
- テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備に努めます。

◆ 避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

- ▶ 避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

◆ 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

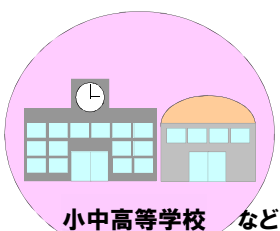
- ▶ 災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。
- ▶ ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障害のある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

2 基本原則その2 ―地域における避難所等と役割―



① 一時避難場所（自治会等が指定）

- ▶ 自主防災組織や自治会組織などの行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点です。



② 指定避難所（市の指定）

- ▶ 市が発令する避難勧告等の避難情報に対応して住民が参集し、その場所でコミュニティによる避難所運営を可能とする公共施設等の場所です。
- ▶ 災害ボランティア受入を可能とし、現地ボランティアセンターとしての機能を果たします。
- ▶ 原則として市から避難所担当職員を派遣します。
- ▶ 地域づくり組織・避難者・市職員・施設管理者等が協働して運営します。
- ▶ 市が発電機等の物資を備蓄しています。
- ▶ 市の支援物資（アルファ化米等）が直接配送されます。



③ 指定避難所（公民館・市民センター等・市の指定）

- ▶ 各地域づくり組織単位（市内15地域）に地域災害対策本部を設置し、区域内における指定避難所を統括する拠点として、防災行政無線等の重点配備を行う公共施設等の場所です。
- ▶ 災害ボランティア受入を可能とし、現地ボランティアセンターとしての機能を果たします。



④ 福祉避難所（市の指定）

- ▶ 指定避難所及び拠点避難所での受入れが困難な要介護高齢者や障害者等が利用できる福祉施設等の場所です。
- ▶ 市内17箇所に設置しています。

* 福祉避難所は、社会福祉施設など普段から利用されている方のいる施設ですので、市が災害後の被害状況や利用状況などを確認した上で、受入れの支援を行います。したがって、原則として発災直後に直接の避難はできません。

3 基本原則その3 ー避難所運営の形ー

◆ 避難所は、「地域づくり組織等・避難者」、「市」、「施設」が協働し運営します。

- ▶ 避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、地域づくり組織等及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者や職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。
- ▶ 避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

〈 避難所運営に関わる組織・人 〉

◇ 「地域づくり組織等」とその役割



- ▶ 地域づくり組織や自治会、区など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。
- ▶ 地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々ですが、ここでは地域づくり組織等として記載しています。
- ▶ 特に避難所開設当初においては、円滑に運営を開始するために、地域団体が中心となって運営の各種活動を行います。

◇ 「避難者」とその役割



- ▶ 避難所に避難される方です。避難者は、おおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。
- ▶ 避難者は、地域づくり組織等の指示のもと、避難所の各種活動を積極的に行います。
- ▶ また、避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域づくり組織中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていきます。

◇ 「避難所担当職員」とその役割（市）



- ▶ 市から避難所に派遣される職員です。地震や風水害により、市が避難情報を発令した場合に開設する指定避難所へ派遣されます。
- ▶ 避難所担当職員は、避難所運営委員会の活動全般に携わるとともに、主に市との情報連絡を行い、避難所内の課題解決に向けて要請や調整を行います。

◇ 「施設管理者・職員」とその役割（施設）



- ▶ 避難所となる施設の管理者や職員です。
- ▶ 避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。

〈 避難所開設・運営の基本方針 〉

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

避難所は、在宅避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とします。自分たちで運営していく場所として取り組みましょう。行政は情報統括や必要なニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

避難所は被災者が暮らす場所だけでなく、地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくりに取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活の長期化は避けられないほどの大規模な災害が発生すると考えられています。避難所ではコミュニティの単位を基本とする考え方で運営しますが、避難所生活をしている人だけでなく、在宅避難をしている人に対しても、等しく物資の供給、情報の共有等を行い、地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点としての場所となるような拠点づくりに取り組みます。

要援護者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切に、関連死を予防します。要援護者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考え、避難所運営を行います。運営委員会に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

○ まず「地域の集合場所（一時避難場所）」へ！避難は原則区・自治会単位で！

- 地域での素早い助け合いを実現するためには、「地域の集合場所（一時避難場所）」の周知徹底が不可欠です。
- 「地域の集合場所（一時避難場所）」を拠点とした安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施します。
- 避難は、原則として町単位（班、組単位も可）で行うことが、その後の迅速で円滑な救出活動や避難所運営につながります。

○ 3日間は地域で助け合うこと！行政は体制が整い次第、支援に！

- これまでの災害事例から、大規模災害の発生直後における、救出・救護や避難所開設・運営は、住民自治による迅速な取組が重要となります。行政は、職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが難しい状況もありますが、体制が整い次第、支援に入ります。

○ 避難所運営委員会の立ち上げ「前は」・・・

避難所開設準備段階や運営初期においては、避難所運営委員会の立ち上げが困難なことが予想されます。

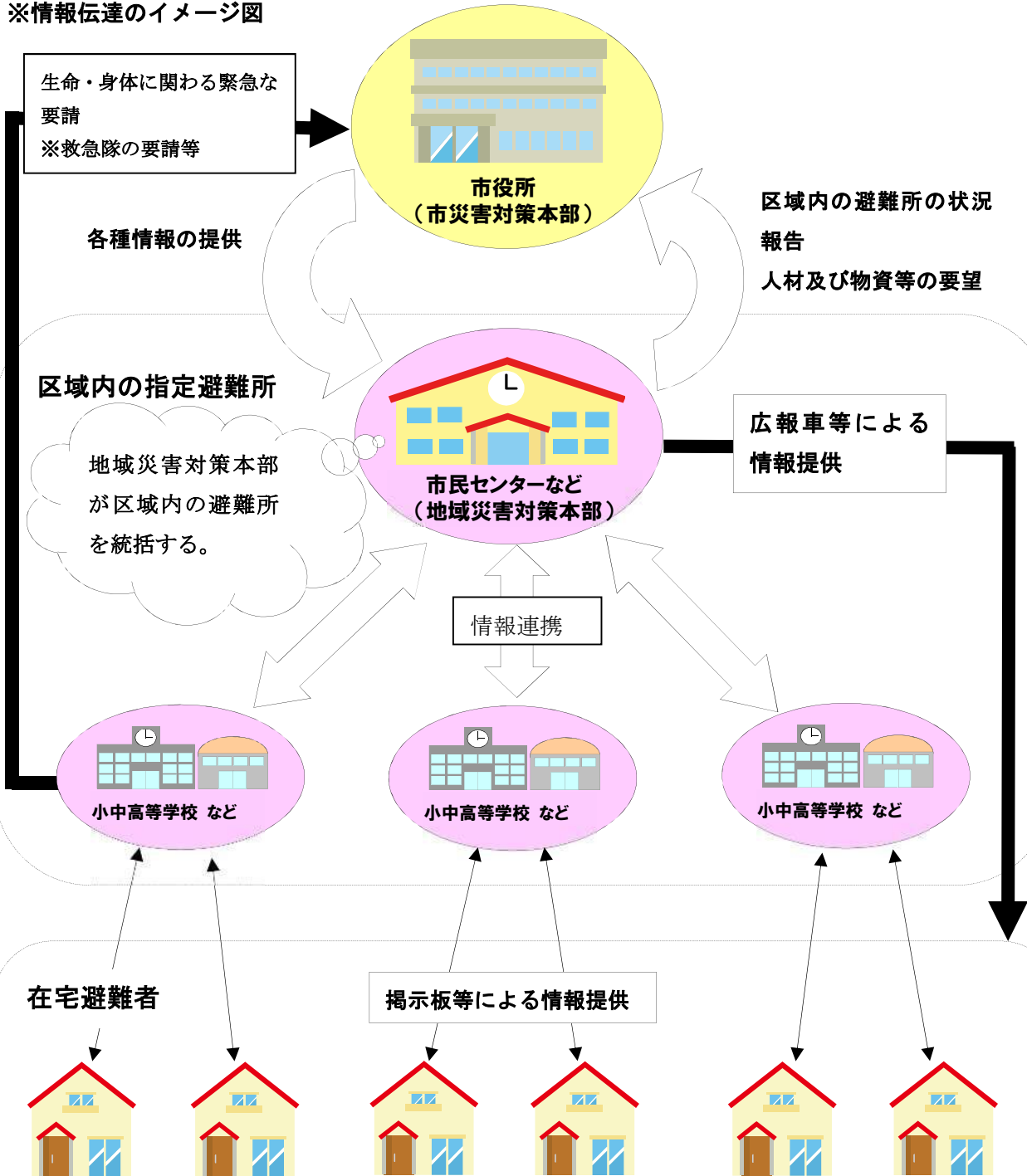
そのため、当初は、暫定的に初動リーダーが中心になり、「準備グループ」と「運営グループ」にわかれて、避難スペースの割り振りや、人数の確認など、必要な活動を実施し、できるだけ早期に運営委員会の立ち上げができる体制を整えます。

〈 情報伝達のイメージ 〉

◆ 市民センターなどは、区域内の避難所の情報や要望を集約します。

- ▶ 市民センターなどは、指定避難所の開設とともに、地域防災活動の拠点である地域災害対策本部を設置します。区域内の指定避難所の情報や要望を地域災害対策本部で集約し、市災害対策本部に報告します。

※情報伝達のイメージ図



在宅避難者にも各種情報を提供できるように避難所に情報掲示板の設置や広報車を展開します。また、在宅避難者も情報を入手するために、避難所の情報掲示板を定期的に確認します。

〈避難所運営において配慮すべきこと〉

	項目	ポイント
1	トイレの確保、管理、し尿等の処理	○トイレが利用できないことは様々な健康被害や衛生環境の悪化につながるため、十分なトイレの確保と適切な管理を行います。 P 8 参照
2	食事の質の確保	○メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者に対する配慮 などを行います。
3	ベッドやパーティションによる生活空間確保	○プライバシー確保のためのパーティションと併せて、マットや簡易ベッドなどを避難所開設時から設置できるようにします。
4	入浴など生活用水の確保	○入浴は体を清潔にし、ストレス解消効果があるため、既存の入浴施設を活用しましょう。 ○仮設風呂・シャワーを確保しましょう。 ○平時から防災井戸等などを整備し、生活用水を確保しましょう。
5	感染症予防	○感染経路を理解します。 ○病原体の特徴を理解します。
6	保健医療活動を行う機関との連携	○保健医療活動を行う機関から支援を受けられる体制を整えます。 ○避難所内の巡回相談を行います。
7	避難者への情報提供	○避難所では情報ニーズが高まるため、通信設備を確保するとともに、収集した情報を共有します。
8	多様な避難者への対応	○避難所運営委員会に女性と男性の両方を複数名ずつ選出し、リーダーや副リーダーにも両方を配置します。 ○プライバシーに配慮したスペースを設置します。 ○女性・男性両方の意見が収集できる体制・仕組みをつくります。 ○性の多様性にも配慮しながら相談等できる環境づくりをします。
9	外国人・多文化共生	○避難所運営委員会に外国人メンバー選出を検討します。 ○基本的なルールの説明と特有の事情の配慮を検討します。 ○文化・宗教上の理由による食事への配慮をします。
10	防火・防犯対策	○資機材が可燃物である場合は、特に防火に注意します。 ○民間の警備会社等への委託も含めて防犯体制を築きます。
11	介助・介護が必要な高齢者	○介助・介護者の有無を確認します。 ○避難所運営委員会に高齢者、支援が必要な方等の参加を検討します ○環境調整、情報提供を行います ○避難所外避難者への対応をします
12	妊産婦・乳幼児、子ども	○妊産婦・乳幼児や子どもに配慮した体制・仕組みをつくります。 ○子どもの生活リズムを整えます。 ○子どもへの暴力や性的暴力等を防止します。
13	ペット避難	○ペット同行の飼い主が避難するための対応策を検討します。
14	学校施設における教育活動との両立	○学校施設の教育活動と避難所運営の両立の方策を検討します。

◆ トイレの確保について

スフィア基準で示されている目安

- 災害発生当初は、避難者 50 人当たり 1 基
- その後、避難が長期化する場合には、20 人当たり 1 基
- 女性用と男性用トイレの比率 3 : 1
- トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回
- ※トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出します。
- ※バリアフリースペースは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましいです。

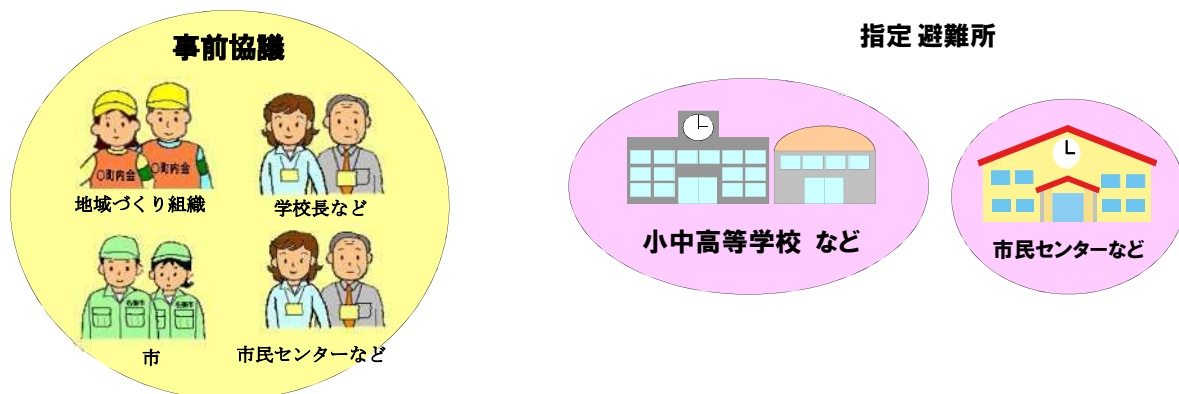
【災害時のトイレの確保・管理にあたり、配慮すべき事項及び要配慮者への対応】

配慮事項・要配慮者	対 応
安全性	・暗がりにならない場所に設置します。 ・夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置します。 ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとしします。 ・トイレの固定、転倒防止を徹底します。 ・個室は施錠可能なものとしします。 ・防犯ブザー等を設置します。 ・手すりを設置します。
衛生・快適性	・トイレ専用の履物を用意します。（屋内のみ） ・手洗い用の水を確保します。 ・手洗い用のウェットティッシュを用意します。 ・生理用品等の処分用のごみ箱を用意します。 ・消毒液を用意します。 ・消臭剤や防虫剤を用意します。 ・暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施します。 ・トイレの掃除用具を用意します。
女性・子ども	・トイレは男性用・女性用に分けます。 ・スフィア基準を踏まえて女性用と男性用の割合が 3 : 1 となるようにします。 ・昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置します。 ・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置します。 ・子供と一緒に入れるトイレを設置します。 ・オムツ替えスペースを設けます。 ・トイレの使用待ちの行列のための日隠しを設置します。
高齢者・障がい者	・洋式便器を確保します。 ・使い勝手の良い場所に設置します。 ・トイレまでの動線を確保します。 ・トイレの段差を解消します。 ・福祉避難スペース等にトイレを設置します。 ・介助者も入れるトイレを確保します。
外国人	・外国語の掲示物を用意します。（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	・多目的トイレを設置します。 ・人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保します。 ・幼児用の補助便座を用意します。

4 基本原則その4 ー避難所運営に関する事前協議ー

◆ 避難所運営について、地域団体、市、施設による事前協議を行います。

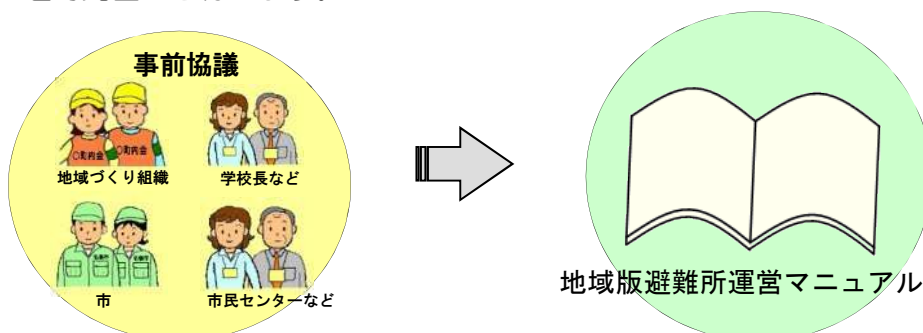
- ▶ 避難所の配置状況や避難所運営の体制などは、地域によって様々です。
- ▶ 市では、各地域にある避難所のうち、活動の拠点となる指定避難所（主に公民館、市民センター）を中心として、地域団体、市、施設による事前協議を行い、お互いに顔の見える関係を築きながら、それぞれの役割を事前に確認し共有します。



5 基本原則その5 ー避難所運営マニュアルの活用ー

◆ 事前協議に基づき、各地域において避難所運営マニュアルを作成し、活用します。

- ▶ 事前協議において決定した事項を、避難所運営マニュアルに反映させます。避難所運営マニュアルモデル案（「避難所運営のための活動内容チェックシート」、「避難所運営要領」、「避難所運営資料・様式集」）も参考としながら、各地域の特性を生かした「避難所運営マニュアル」を完成させ、活用します。
- ▶ その他にも、地域の実情に応じたマニュアルを作成したり、すでに地域で作成しているマニュアルに本マニュアルの内容を生かしたり、柔軟に地域版マニュアルを作成します。
- ▶ また、避難所運営マニュアルは防災訓練などで活用して内容を点検したり、状況の変化に合わせて適時見直しを行います。



6 基本原則その6 ー避難所外避難者への対応ー

◆ 避難所外避難者

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や健康状態等により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生しました。避難所とは、単に避難所に来た人の避難場所だけでなく、避難所外避難をしている人も活用可能な地域の支援拠点としての役割があります。そのため、地域の人々の生活再建の拠点として機能することが重要です。

○「場所（避難所の支援）」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換

避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、避難場所にかかわらず、多様な避難生活のかたちを想定して支援を検討しましょう。

○官民連携による被災者支援

市の業務がひっ迫することから、自助、共助といった地域の取組や民間の支援 団体、他の市町や県等官民が連携し、一丸となって支援を実施する体制を整えましょう。

○平時・被災後の生活再建フェーズとの連続性の確保

平時から当該の支援に取り組んでいる者が被災後にも継続して支援を実施することが 効率的・効果的なため発災直後のみならず、その後の避難者等の生活再建に向けた道筋を見据えて行いましょう。

○デジタル技術の利活用

避難所外避難者の情報の収集・集約・利用について、デジタル技術による負担軽減、業務の効率化を図ることを平時から検討しておきましょう。

集約した情報を関係者間で共有し、対策に活かせるよう共通のデータベースの使用が効果的です。平時からシステムの導入や訓練等を実施することを検討しましょう。

◆ 在宅避難者

○「在宅避難者」とは

「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」です。

事情により地域において親戚等宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者も含みます。

単に災害時に自宅等で生活を送っている方を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自ら備蓄を利用し、或いは何らかの支援を受けて避難生活を送る方であり、必要な支援を実施する必要があります。

○避難所を在宅避難者等の支援の場に

避難所外避難者が、避難所と同等の支援を受けられるよう避難所を在宅避難者等の支援の場としても機能するものとして 水、食事、物資等の提供、情報の発信等の支援を行う必要があります。食料の配給等に当たっては、利用者等の数や状況の把握が重要なため避難者等の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した利用者名簿を作成します。

◆ 車中泊避難者

○車中泊による避難

余震が怖い、避難所が満員だった、乳幼児やペットがいるなどの理由で過去の災害においても車中泊避難者が多く発生しました。車中泊避難は、プライバシー確保やペットの世話ができるなどの利点がある一方で、エコノミークラス症候群等の危険があり、健康管理が課題になります。

車中泊避難は避難者等の状況把握の面で課題があり、長期の生活を送る場所として適切ではないことを前提に、車中泊避難の支援方策について平時から検討・準備することが必要です。

車中泊避難をするスペースを平時から検討しておくことが必要で避難所の駐車場のほかにも、公園や商業施設の駐車場などが近くにある場合には避難所が支援の拠点となることもあります。

○エコノミークラス症候群の予防

車中泊避難者等への支援については、水、食料、トイレ等のほかに、特に健康管理に係る支援が必要であり、弾性ストッキング等のエコノミークラス症候群の予防に必要な物資の配布が必要です。

○車中泊避難者の継続的な把握等

食料の配給等に当たっては、避難者等の数や状況の把握が重要なため避難者等の氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した避難者名簿を作成します。

車中泊避難者は昼間は片付け等のため職場や自宅へ行き、夜間に車中泊避難を行うためのスペースに戻るケースが多かったため、入退所の状況がわかるような名簿の様式とすることや入退所が可能な時間の限定、夜間の対応者の設置等が考えられます。

健康指導や、巡回相談の実施、情報提供や相談窓口の設置、防犯対策についても留意します。

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① とくとき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



第2章 避難所運営マニュアルモデル案

- ▶ 本章では、避難所運営マニュアルモデル案について記載しています。
- ▶ 避難所運営マニュアルモデル案は、「避難所運営のための活動内容チェックシート」「避難所運営要領」「避難所運営資料・様式集」で構成されています。

1 避難所運営マニュアルモデル案について

三重県では、平成15年度に阪神・淡路大震災における諸課題への対応を盛り込み、円滑な避難所運営を目指して、避難所運営マニュアル策定指針を策定し、各地域における避難所運営マニュアルの作成を促進してまいりました。

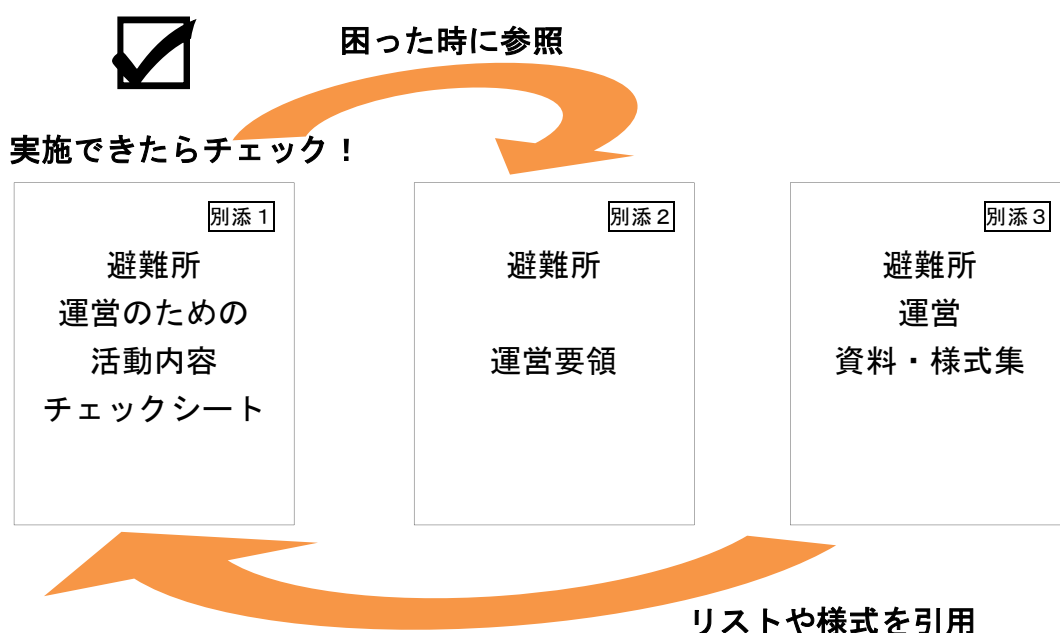
しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により、男女共同参画の視点の欠如や、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の配慮者対応が新たな課題として浮かびあがってきました。

そこで、南海トラフ地震などの大災害が現実が発生した場合でも、避難所で起こりうるこのような問題を可能な限り回避し、災害関連死を生むことなく、県全体として万全の体制で「命」を守るため、平成25年1月に策定指針を見直し、あわせて、「避難所運営マニュアル基本モデル」も作成いたしました。

今回、提示させていただく、「避難所運営マニュアルモデル案」は、上記の「基本モデル」をより具体的な形として示すために、伊賀地域防災総合事務所、名張市危機管理室、伊賀市総合危機管理室により作成したものに令和6年能登半島地震などの近年の災害の教訓を踏まえた修正を加えたものです。

「避難所運営マニュアルモデル案」は、「避難所運営のための活動内容チェックシート」「避難所運営要領」「避難所運営資料・様式集」の3部で構成していますので、より地域にとって使いやすい避難所運営マニュアルの作成を目指して、参考にいただければと考えています。

避難所運営マニュアルモデル案の構成



2 避難所運営のための活動内容チェックシート

別添 1

- ▶ 避難所運営に際して、時系列に行うべき事項を整理しています。
- ▶ チェック欄に ☒ することで、漏れのない対応を行うことができます。
- ▶ 実施内容の詳細については「避難所運営要領」、資料や様式については「避難所運営資料・様式集」にまとめてありますので、必要に応じて、確認してください。

時間軸により、「A：開設準備段階」「B：運営初期段階（運営開始から8～12時間程度）」「C：本格運営段階（運営開始から8～12時間経過以降）」の3段階にわけて、行うべき概要を整理しています。



チェック！

A：開設準備段階

- 事前に体制を決めていても、実際、災害発生後にすべての関係者が参集できないことが想定されるため、「初動リーダー」候補者をあらかじめ決めておき、参集することができた「初動リーダー」により、避難所開設の準備を行う。
- 「初動リーダー」を「準備グループ」と「運営グループ」の2班にわけて、迅速な対応を行う。
 - ＊ 「準備グループ」避難所の開設準備、運営体制準備の企画・立案
 - ＊ 「運営グループ」避難所の運営実務、避難者への対応

B：運営初期段階（運営開始から8～12時間程度）

- 「準備グループ」の業務を「B-1：総務関係」、「運営グループ」の業務を「B-2：救護関係」「B-3：衛生関係」「B-4：食料・物資関係」に整理しています。
- 避難者は「居住のグループ分け」を行い、居住グループ代表者を決めます。
- 混雑が落ち着いたら、事前に決めておいた体制を参考に、避難所運営委員会を立ち上げます。

C：本格運営段階（運営開始から8～12時間経過以降）

- 会長、副会長のほか、「総務班」「避難者支援班」「施設管理班」「救護班」「食料物資班」「暮らし支援班」で、避難者運営委員会を構成します。居住グループ代表者も避難者運営委員会に参画します。
- 「総務班」「避難者支援班」「施設管理班」「暮らし支援班」の業務を「C-1：総務関係」、「救護班」の業務を「C-2：救護関係」、「施設管理班」の業務を「C-3：衛生関係」、「食料物資班」の業務を「C-4：食料・物資関係」に整理しています。

3 避難所 運営要領

別添 2

- ▶ 「避難所運営のための活動内容チェックシート」の項目ごとに、具体的な活動内容や注意すべき事項を整理しています。
- ▶ 資料・様式集の関係ページも参考に示しています。
- ▶ チェックシートの業務について、内容がわかりづらい時や留意点を確認したい時に参考にしてください。

構成は、チェックシートと同じです。

「A：開設準備段階」「B：運営初期段階（運営開始から8～12時間程度）」「C：本格運営段階（運営開始から8～12時間経過以降）」の3段階にわけて、行うべき概要を整理しています。

困った時の
参考書！

4 避難所運営 資料・様式集

別添 3

- ▶ 「資料」として、「各種リスト」を示すとともに、「避難所でのルール、周知事項」をまとめています。
- ▶ 「各種リスト」は、事前にデータを入れておき、地域の中で共有しておきます。
- ▶ 「様式」として、「名簿関係」「報告類」「物資関係」「チェックリスト類」をまとめています。
- ▶ 「参考」として、「避難所レイアウトヒント」や「避難所運営委員会各班の役割」をまとめています。
- ▶ 「別冊」で、施設等の図面類、地域の地図、各種貼り紙等をまとめておきます。避難所レイアウト案はあらかじめ検討のうえ、作成してください。

資料

- ・ 緊急連絡先リスト
- ・ ルール、周知事項

など

様式

- ・ 名簿 ・ 報告類
- ・ 物資関係 ・ チェックリスト

など

参考、その他

- ・ 避難所レイアウトヒント
- ・ 避難所運営委員会の役割

など

別冊

- ・ 図面 ・ 地図
- ・ 貼り紙

など

第3章 避難所運営の事前準備

- ▶ 本章では、地域団体、市、施設により行う「事前協議」や、その他に避難所運営を行うにあたり行っておく準備について記載しています。
- ▶ 「事前協議」では、地域にある避難所の開錠、開設、運営等について、手順や各関係者が行う活動を確認し、避難所運営マニュアルの完成を目指します。

1 事前協議

- ▶ 避難所運営に携わる関係者は、災害時に円滑な避難所運営を行うことを目的として、事前に運営に関する協議を行います。
- ▶ 協議した内容は「避難所運営マニュアル」に書き込んで、災害時に生かします。
- ▶ 協議で決めておくべきポイントは以下のとおりです。

地域にある避難所の活用方法を決めます。

- 自分の地域にある避難施設の確認。
- 地域住民を最初に避難させる避難所の確認。（※基本は指定避難所）
- 鍵の管理体制の確認、開錠や安全確認の手順の確認。
- 施設内の利用方法やルールの確認。
- その他の施設の活用方法、開設手順、避難所間の連携体制の確認。

初動対応や、地域団体・市・施設の役割を決めます。

- 避難者を収容する場所、収容方法の確認。（施設の利用計画等を参照）
- 収容後に行う初動対応の確認。
 - * 受付の設置や人数確認の方法等を決めている地域では、皆で共有します。
 - * 決めていない地域では、どのように行うかを確認しておきます。
- 地域団体、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者や職員の役割（初動対応）の確認。

その他の地域特性などについて確認しておきます。

- 住民の年齢層や地理的特長など、起こりうる事態の確認。
 - * 高齢者が多数避難する・避難所に避難できない方が発生する・・・など
- 地域の特性を踏まえ、避難所運営を行う上で留意する事項の確認。
 - * 高齢者が多数避難した場合の避難スペースの割り振りを決める
 - * 避難できない高齢者などに対する地域の対応を決める・・・など

確認した事項を共有します。

- 参加者で共有します。
- 地域内での情報共有手段を検討します。
- 地域内で共有し、その後、共有の確認をします。

《事前協議のイメージ》

事前協議



【地域の避難所について】

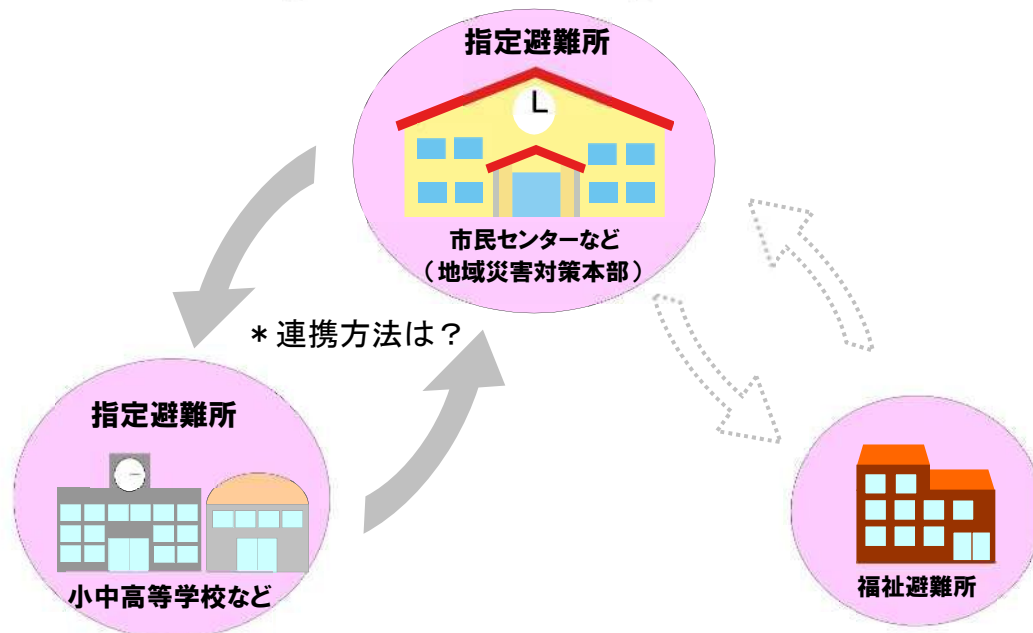
- 避難所として活用（使用）できる施設は？
- それぞれの施設の地域での位置づけは？



【指定避難所について】

- 夜間の開錠方法は？
- 事前の鍵の管理は？
- 安全確認の方法は？
- 避難者を収容する方法は？

- 初期段階にまず行うことは？
 - 関係者の役割分担は？
 - 運営委員会の立ち上げ時期は？
 - 施設内の利用方法やルールは？
- など



【地域災害対策本部との連携について】

- 地域内での具体的な役割分担
や連携方法について

など

【福祉避難所との連携について】

- 福祉避難所への搬送基準について
- 具体的な搬送方法について

など

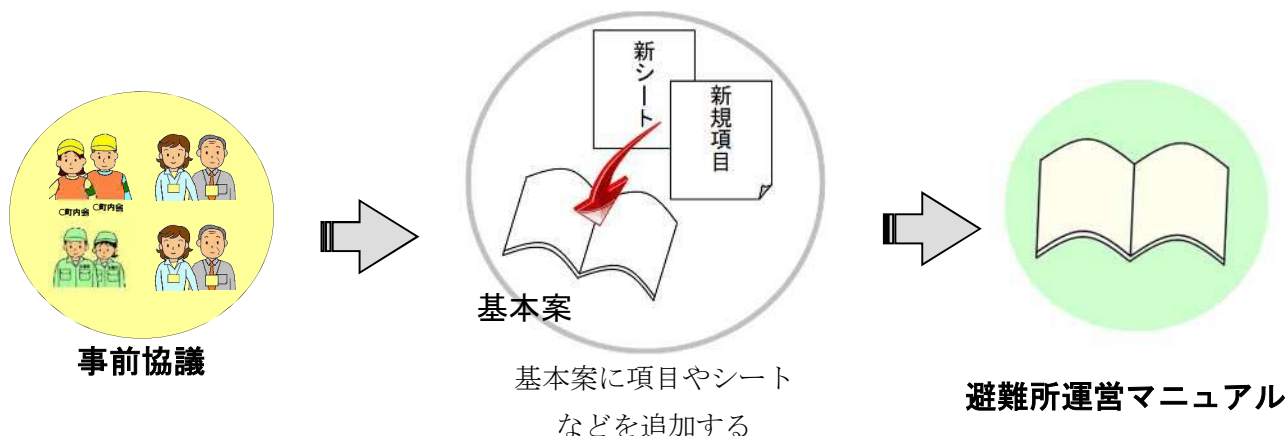
2 避難所運営マニュアルの作成

- ▶ 災害時に、事前協議で決定した事項に基づき円滑な活動を行うためには、活用するマニュアルにその内容が反映されていることが重要です。
- ▶ 事前協議の結果を反映し、地域の特性を生かした「避難所運営マニュアル」を作成してください。
- ▶ 以下のいくつかの作成例を参考に、地域に合った方法で「避難所運営マニュアル」を完成させてください。

《避難所運営マニュアルの作成例》

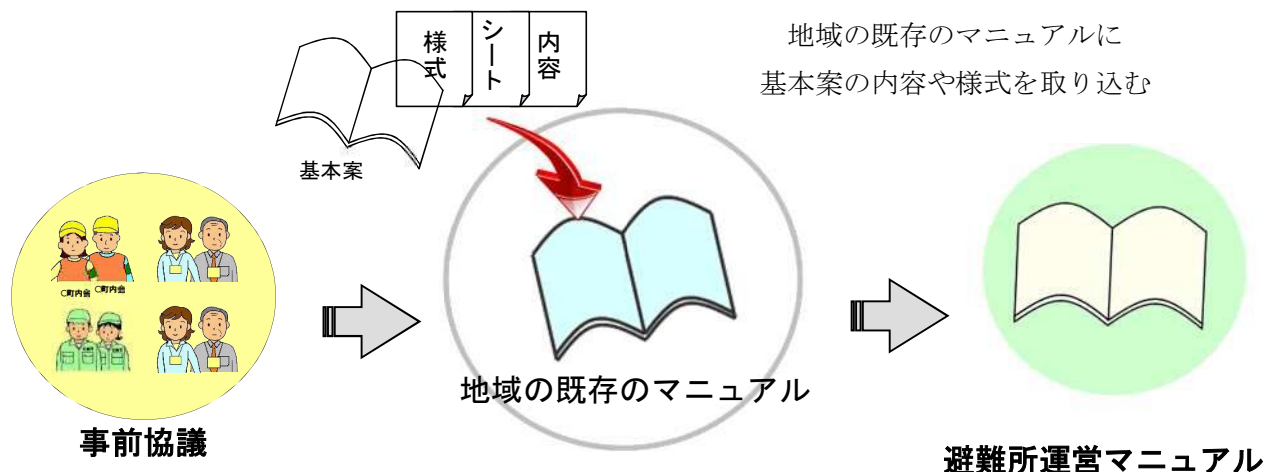
作成例① 避難所運営マニュアル基本案に事前協議で決定した事項を書きたす方法

- * 避難所運営マニュアル基本案は、「チェックシート」「運営要領」「資料・様式集」で構成されており、地域の実情に応じて、簡単に内容を修正したり、新しい項目や新しいシートを追加することができます。（ワード、エクセルで作成しています。）



作成例② 地域の既存のマニュアルに、避難所運営マニュアル基本案の要素を取り入れる方法

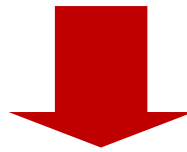
- * すでに地域でマニュアルを作成している場合は、基本案の内容や各種様式などから、必要な要素を取り入れて、避難所運営マニュアルを作成することができます。



《避難所運営マニュアル作成に向けた流れの一例》

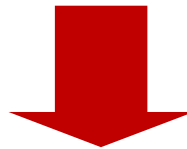
地域での
意識の共有

- ・HUG(避難所運営ゲーム)
- ・防災講演会 など



地域での
話し合い

- ・避難所運営マニュアルの具体的な検討
- ・他地域の取組から学ぶ など



地域での
検証

- ・防災訓練
- ・図上訓練、HUGでの再検証 など



マニュアルの改訂

3 避難所運営体制の充実と強化

- ▶ 災害時に避難所運営マニュアルをより効果的に活用するためには、マニュアルに記載してあることを速やかに行動に移せることや、必要な物資や資機材が速やかに活用できることが重要です。
- ▶ 避難所運営マニュアルの作成に併せて、その他の備えも行い、避難所運営の体制を充実させましょう。

避難行動を地域の中で共有します。

- * 避難方法については、地域の特性によっても大きく異なります。地域の特性に応じた避難方法、避難時の携行品、避難施設などをあらかじめ話し合い、地域住民の間でしっかりと共有しておきましょう。



【携行品の例】

- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の簡易充電器、現金など、自分や家族が必要とするもの
- 身軽な服装と底の厚い運動靴、必要に応じて雨具や防寒着など
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日を記載）など

避難所運営で活用する物資や資機材を定期的に確認します。

- * 避難所などに市が備蓄している、または、地域団体が準備している物資や資機材は、事前協議や防災訓練などの機会に、備蓄場所や数量などの確認と使用点検などを行います。



指定避難所

地域災害対策本部



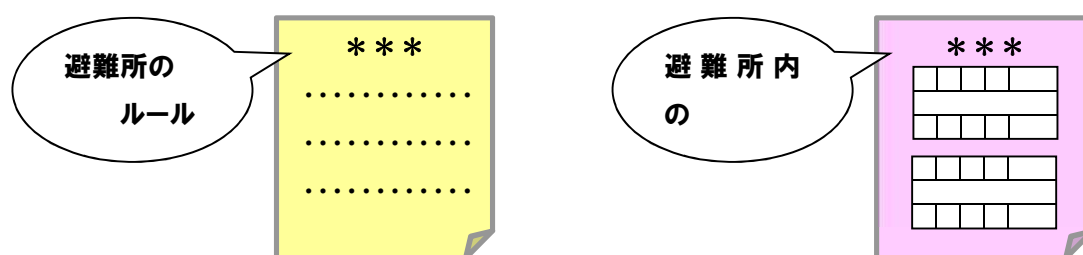
備蓄してある物資や資機材、運営用品などの確認

併設されている避難所備品資機材庫などにある物資、資機材などの確認

地域で備蓄した物資や資機材などの確認

避難所運営で活用する掲示物などを事前に作成します。

- * 避難所運営を行う上で必要となる「避難所のルール」などは、避難所ごとに定めて掲示できるよう、基本案では資料・様式集に例を示していますが、実際に避難所運営が始まってから作成するのは困難なことも予想されます。このように、使用が見込まれるものについては、事前に作成・準備しておくことも円滑な運営に必要なポイントです。
- * 事前協議などの機会に、地域のルールや施設の利用方法などを話し合っておくとともに、掲示物などを作成して備蓄品と一緒に保管しておくなど、災害時に速やかに活用できるように工夫しましょう。



避難所運営マニュアルに基づき、定期的に防災訓練を実施します。

- * 作成した地域版マニュアルに基づき、防災訓練を定期的の実施します。
- * 避難から避難所立ち上げまでの流れを確認するとともに、避難者の人数確認、トイレの組み立て、アルファ米の炊き出しなど、実際に行う活動を皆で経験し共有します。



避難所運営マニュアルを定期的に改良します。

- * 避難所運営マニュアルは一度作成して完了ではなく、防災訓練などを通じて、実態に合っているかなど、内容を定期的に確認することが必要です。
- * 防災訓練などの際には、気づいた点などを関係者で再度話し合い、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正や改良を行います。
- * また、見直した際には、地域の方々にその内容を周知することも忘れずに行ってください。

